

利用申込みに必要な書類

A. 全ての方に必要な書類

- ① 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設利用申込書
- ② 保育施設利用申込みの児童調査書
- ③ 保育の必要性事由を証明する書類(就労証明書や診断書等)
- ④ 代表者の本人確認書類(郵送の場合は両面コピー) ※
- ⑤ 同居の家族全員のマイナンバー確認書類 ※
- ⑥ 誓約書・保育施設利用申込受理通知
- ⑦ 切手の貼ってある返信用封筒(4月1次申込以外で、窓口提出の場合に限り不要)

郵送申込の場合は、必ず「本人確認書類・マイナンバー確認書類貼付台紙」に※の書類(④⑤)のコピーを貼り付けしてください(窓口申込の方もこの台紙をご利用いただけます)。

①②④⑥の提出がない、又は未記入により入所審査を行えない場合、申込書類を全て返却いたします

就労先等から申込書類のコピーの提出を求められている場合、必ず提出前にご自身でコピーをおとりください。
保育課に提出した後の書類のコピーをお渡しすることはできませんので、ご注意ください。

B. 下記に該当する方に必要な書類

条件	必要書類
児童本人又はきょうだいを認可保育施設以外預けている場合(認可外保育施設、幼稚園、企業主導型保育事業、ベビーシッターなど) 児童本人が認可保育施設の非定型的一時預かりを利用している場合	⑧保育証明書
2023年1月1日 又は 2024年1月1日時点で、父母の住民登録が藤沢市外にあった場合 ※1	◆ 2023年1月1日時点で市外在住(2024年4月～8月入所希望に限る) →⑨-1 令和5年度住民税課税証明書 ◆ 2024年1月1日時点で市外在住 →⑨-2 令和6年度住民税課税証明書
ひとり親世帯	⑩戸籍謄本(全部事項証明) *発行日から1か月以内のもの
藤沢市へ転入予定	⑪転入に関する申立書 ⑫転入先の詳細を確認できる書類 } 両方 ※2
父母のいずれかが、入所に伴い、市内の認可保育施設、藤沢型認定保育施設又は幼稚園で、保育士又は幼稚園教諭、保育補助者として、育児休業から復職又は新たに就労開始する場合(転園申請を除く)	◆ 保育士又は幼稚園教諭として復職又は就労開始(内定) →③就労証明書 ⑬保育園(幼稚園)等の就労に関する誓約書兼証明書 ⑭保育士証(幼稚園教諭の普通免許状)の写し } 全て ◆ 保育補助者として復職又は就労開始(内定) →③就労証明書 ⑬保育園(幼稚園)等の就労に関する誓約書兼証明書 } 両方
(4月入所申込のみ可能)出産前申込みの場合	③母子手帳のコピー(表紙 及び 分娩予定日が記載されているページの2か所)

※1 2022年中・2023年中に海外収入がある場合は、収入証明(給与明細や源泉徴収票)のご提出が必要です。

※2 藤沢市民の方との同居による転入予定の場合、⑫転入先の詳細を確認できる書類は不要です。

注意

申し込み時点で、次のような場合は、**提出書類としては無効の取り扱いとなります**のでご注意ください。

- ・①②④⑥が不足している、又は未記入があり審査することができない場合(全ての申込書類を返却します)
- ・フリクションペン・鉛筆など、消せる筆記用具で記入されたもの
- ・書類の内容と申し込み時点の内容が異なる場合(既に退職している就労先の就労証明書 など)
- ・発行日(証明日)から3か月以上経過しているもの(④⑤⑨⑩⑫⑭を除く)



申込書類の書式は年度ごとに異なる場合があります。
ホームページからダウンロードする場合は、必ず令和6年度申込み用の様式であることを確認してください。
過去の年度の様式書類を令和6年度の入所申込みに使用することはできません。